第五百六十五条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第五百六十五条　アネロイド型血圧計の構造検定の方法は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第五百六十五条の二を削る。

第五百六十六条から第五百七十条までを次のように改める。

第五百六十六条から第五百七十条まで　削除

第五百七十二条　削除

第五百七十二条を次のように改める。

第五百七十三条の二　機械式アネロイド型血圧計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第五百七十四条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第五百七十四条　アネロイド型血圧計の性能に係る技術上の基準は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第五百七十四条の二を削る。

第五百七十五条を次のように改める。

（使用公差）

第五百七十五条　アネロイド型血圧計の使用公差は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第五百七十五条の二を削る。

第五百七十六条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第五百七十六条　機械式アネロイド型血圧計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第五百七十七条中「アネロイド型血圧計」を「電気式アネロイド型血圧計」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（機械式アネロイド型血圧計の器差検査の方法）

第五百七十七条の二　機械式アネロイド型血圧計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第八百十四条第一項第二号中「（平成四年政令第三百五十七号）」を削る。

第千条を次のように改める。

（表記）

第千条　浮ひょう型比重計の表記事項は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千一条を次のように改める。

（材質）

第千一条　浮ひょう型比重計の材質は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千二条を次のように改める。

（性能）

第千二条　浮ひょう型比重計の性能は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千三条から第千九条までを次のように改める。

第千三条から第千九条まで　削除

第千十条を次のように改める。

（検定公差）

第千十条　浮ひょう型比重計の検定公差は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千十一条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第千十一条　浮ひょう型比重計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千十二条から第千十六条までを次のように改める。

第千十二条から第千十六条まで　削除

第千十七条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第千十七条　浮ひょう型比重計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千十八条から第千二十二条までを次のように改める。

第千十八条から第千二十二条まで　削除

第千二十三条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第千二十三条　浮ひょう型比重計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千二十四条を次のように改める。

（使用公差）

第千二十四条　浮ひょう型比重計の使用公差は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千二十五条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第千二十五条　浮ひょう型比重計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千二十六条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第千二十六条　浮ひょう型比重計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一三）浮ひょう―浮ひょう型比重計附属書Ｂによる。

第千二十七条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月十五日から施行する。

（機械式アネロイド型血圧計の型式の承認の基準に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた機械式アネロイド型血圧計の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（現行型式機械式アネロイド型血圧計の基準適合義務に係る特例）

第三条　前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属する機械式アネロイド型血圧計についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省で定めるものの規定の適用については、平成三十年四月十四日までは、なお従前の例による。